

(様式第2号)

誓約書

平成 年 月 日

日本郵政公社経営企画部門
郵政総合研究所プロジェクト研究部長 殿

氏名 印

平成 年 月 日付郵政総合研究所DBのデータ使用の申請に際し、下記1から11の各事項を遵守することを誓約します。

記

1. データの使用目的

申請した研究テーマの研究目的及び郵政総合研究所から求められるDB活用に際しての問題点の報告目的に限りデータを使用することとし、如何なる場合においても本目的外には使用しません。

2. データの使用者及びその資格

申請者本人に限りデータを使用し、他人へは貸与・譲渡等を行いません。

3. データの使用期間

認められた使用期間に限りデータを使用し、期限経過後は下記8に従い速やかに当該データの返却等を行います。

4. 成果報告等

データの使用によって得られた研究成果について、その成果が得られた後速やかに郵政総合研究所に報告します。報告する研究成果は未発表・未投稿のものとし、様式等は郵政総合研究所の指示に従います。

当該研究成果を日本郵政公社が二次使用することについては、これを妨げません。

5. データの漏洩等に対する管理義務

データの使用期間中、データの漏洩(申請者以外の者がデータを持ち出すこと)、データの不正使用(申請者以外の者がデータを使用すること)等の第三者による目的外使用の防止に努めるためデータの保管・管理には特に注意し必要な措置を講じます。

データを含む記録媒体の保管や外部からの通信回線を用いた不正アクセスによる不正使用等に対しては特に注意し必要な措置を講じます。

6. データ使用中の注意

データの使用期間中、データの目的外使用の防止のため研究用に必要な場合であってもデータの複写(コピー)、加工等は最小限の範囲で行い、データの一部を包含した研究用データ、疑似データ等の作成についても必要最小限の範囲で行うように努めます。

7. データの使用の中止

当初の研究目的に反してデータを使用しない場合や事前に予期せぬ事態等により郵政総合研究所からデータの使用中止を求められた場合においては、使用期間内であっても速やかにデータの使用を中止し、下記8に従い速やかに当該データの返却等を行います。

8. データの使用期間経過後の返却等

データの使用期間経過後1週間以内又は郵政総合研究所からの使用中止請求後1週間以内に、研究用に複写したデータを速やかに全部消去しその旨を文書で報告するとともに、当該データの使用のため貸与されたメディア等を郵政総合研究所に対し返却します。

9. データの秘密の遵守

研究に伴うデータの分析・解析等によって、研究目的以外の事項を知り得た場合、その秘密を遵守するとともに、データの使用期間経過後においても同様にその秘密を厳守します。

10. 研究成果の公表等に際しての事前報告

データの使用に係る研究成果等を論文その他の方法で公表する場合には、事前にその旨を郵政総合研究所に報告するとともに、公表する資料等と同一の資料等を速やかに郵政総合研究所に提出し、その了解を得ます。

万が一、上記の手続きを踏まえないまま、申請者の意図に反してデータの使用に係る研究成果等が公表された場合においては、速やかにその旨を郵政総合研究所に報告し対応についての指示を得ます。

11. その他

データの使用により何らかの不利益を被ったとしても、郵政総合研究所の責任は一切問いません。